

「令和元年台風第19号による災害に関する特別相談窓口」の設置について

この度の台風により被害を受けられた皆様には心からお見舞い申し上げます。一日も早い復興・復旧をお祈り申し上げます。

さて、石岡商工会議所では、本台風による災害に関しまして、当該地区に災害救助法が適用されたことを踏まえ、被災事業所の皆様のご相談をお受けする「特別相談窓口」を下記の通り設置いたしました。ご相談のある方は、石岡商工会議所 中小企業相談所までご連絡下さい。

記

窓 口 名	「令和元年台風第19号による災害に関する特別相談窓口」
設置場所	石岡商工会議所中小企業相談所内（石岡市府中1-5-8）
相談日時	平日 8時30分～17時15分
電話番号	0299-22-4181

以上